

報告第15号

平成27年度守谷市の公営企業会計資金不足比率の報告について

平成27年度守谷市の公営企業会計資金不足比率について、本市監査委員の審査を経たところ別紙審査意見書のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

平成28年9月1日 報告

守谷市長 会田真一

(単位 %)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
農業集落排水事業特別会計	— (20.0)	
水道事業会計	— (20.0)	
公共下水道事業会計	— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がないため、「—」と記載した。
- 2 経営健全化基準を括弧内に記載した。

守 監 発 第 20 号

平成 28 年 8 月 10 日

守谷市長 会 田 真 一 様

守谷市監査委員 田 向 節



守谷市監査委員 伯耆田 富 夫



平成 27 年度守谷市農業集落排水事業特別会計及び守谷市公  
営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業  
会計）経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第  
22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 27 年度資金不足比率及びそ  
の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり  
審査意見を提出します。

平成27年度守谷市農業集落排水事業特別会計及び守谷市  
公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道  
事業会計）経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成28年7月27日から平成28年8月9日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、平成27年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	20.0%

備考： 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」を記載した。

(2) 個別意見

① 農業集落排水事業について  
特にない。

② 水道事業及び公共下水道事業について

経営健全化審査における資金不足比率を算出するに当たって、実質的な資金不足額を把握するため、平成28年度に償還する企業債の予定額を流動負債に参入して計算すると、実質流動比率は、水道事業が652.6%、公共下水道事業が503.1%となる。

したがって、実質的な資金不足額はなく、良好な経営状態にあると認める。

(3) 是正改善を要する事項

特にない。